

瀬戸小学校いじめ防止基本方針

リーフレット版



基本的考え方

いじめは決して許される行為ではありません。いじめは、「どの子にも、どの学校にも起こり得る。また、どの子も被害者にも加害者にもなり得る。」ことを認識し、学校全体で、保護者・地域とも連携しながら、「いじめを生まない学校づくり」を目指していじめ防止等の対策に取り組んでいきます。

いじめとは

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が、心身の苦痛を感じているものをいう。

〈いじめ防止対策推進法第2条〉

※「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒と何らかの人間関係を指す。

「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。

いじめに対する基本認識

- ①いじめは、どの児童生徒にも、起こり得るものである。
- ②いじめは、人権侵害であり、人として許される行為ではない。
- ③いじめは、大人の気づきにくいところで行われていることが多く発見しにくい。
- ④いじめは、いじめられている側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤いじめは、その行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑事法規に抵触する。
- ⑥いじめは、教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦いじめは、家庭教育の在り方に大きく関わりをもっている。
- ⑧いじめは、学校、家庭、地域社会等すべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

具体的ないじめの態様（例）

- (1) 冷やかしかからかい、悪口や脅かし文句、嫌なことを言われる。
 - ・身体や動作について不快なことを言われる。
 - ・存在を否定される。
 - ・嫌なあだ名をつけられ、しつこく呼ばれる。
- (2) 仲間はずれ、集団による無視をされる。
 - ・対象の子が来ると、その場からみんないなくなる。
 - ・遊びやチームに入れない。
 - ・席を離される。
- (3) ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
 - ・身体をこづかれたり、触って知らないふりをされたりする。
 - ・殴られる、蹴られるが繰り返される。
 - ・遊びと称して対象の子が技をかけられる。
- (4) 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 - ・脅かされ、金品を取られる。
 - ・靴に画鋸やガムを入れられる。
 - ・写真、鞆、靴等を傷つけられる。
- (5) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
 - ・万引きやかつあげを強要される。
 - ・大勢の前で衣服を脱がされる。
 - ・教師や大人に暴言を吐かせられる。
- (6) パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
 - ・パソコンや携帯電話の掲示板、ブログに恥ずかしい情報を載せられる。
 - ・いたずらや脅迫のメールが送られる。
 - ・SNS（ソーシャルネットワークサービス）のグループから故意に外される。

いじめ対策組織

瀬戸小学校いじめ防止対策委員会

構成員：〈学校〉校長・教頭・教務主任・生活指導主任・養護教諭・担任 等

〈外部〉学校運営協議会員・主任児童委員・PTA企画委員・校医 等

役割：①学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な計画の作成・実行・検証
②いじめの相談・通報の窓口
③いじめ対策チームの組織化
④いじめに係る情報の収集、記録・共有
⑤重大事態発生時における組織的対応の中核

未然防止の取組

- ☆学級づくり・学級経営の充実
 - ・自尊感情の育成、支持的風土づくり
 - ・コミュニケーション能力の育成
- ☆人権・平和教育の充実
 - ・人権感覚の育成
 - ・信頼関係の構築
 - ・「まほうの言葉」の推進
- ☆道徳教育の充実
 - ・生命尊重や思いやりの心の育成
- ☆体験活動の充実
 - ・社会性や豊かな人間性の育成
- 《学校全体として》
 - ・「いじめを許さない」土壌づくり
 - ・相談体制の充実
 - ・「ワンストップワンスマイルあいさつ」
- 《保護者・地域に対して》
 - ・いじめ防止基本方針の理解と周知
 - ・学校、家庭、地域の協力・連携の強化

早期発見の取組

小規模校のよさを生かし、すべての教職員が専門性を生かして複数の目で児童を見つける。

- 1 児童との信頼関係づくり
 - ・何でも話せる雰囲気づくり、関係づくり
 - ・積極的な声かけ、共感的理解など
- 2 いじめの実態把握
 - ・教育相談の体制づくり
 - ・いじめアンケート調査(毎月)
- 3 家庭・地域との連携
 - ・情報の共有、信頼関係づくり
 - ・相談体制の充実
 - ・風通しのよい学校づくり
- 4 報告・連絡・相談
 - ・組織的な対応ができる体制づくり
- 5 教職員研修の充実
 - ・いじめ防止等に関する教職員の資質向上
 - ・児童の変化に気付く目と感覚の養成
(児童理解の会の定期的な実施)

いじめに対する措置

基本的な考え方

いじめの発見・通報を受けた場合には、速やかに組織的に対応します。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導します。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組みます。

実際の対応

- 1 いじめの発見や相談を受けたときの対応
- 2 組織的な対応
- 3 いじめられた児童及びその保護者への支援
- 4 いじめた児童への指導又はその保護者への助言
- 5 いじめの事実調査
- 6 集団への働きかけ(「観衆」や「傍観者」からいじめを抑止する「仲裁者」へ)
- 7 いじめ解消の要件(①被害児童が心身の苦痛を感じていないこと ②いじめに係る行為がなくなつて、3か月経過していること ③第三者からも同様の判断ができること)
- 8 ネット上のいじめへの対応

重大事態への対処

児童の命を脅かす等のいじめについては、重大事態という認識を持ち、名古屋市教育委員会の指導の下、より組織的・実効的な取組を行うことにより、児童の安全・安心の確保に努めます。

(1) 重大事態とは

- ・いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合。
- ・いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合。

(2) 調査の実施

名古屋市教育委員会と連携し、必要な調査等を実施する。

(3) 調査結果の報告

いじめを受けた児童及びその保護者に対して、調査結果、その他の必要な情報をプライバシーに配慮の上、適切に提供する。

(4) 事後措置、再発防止

教育上必要があると認めるときには、いじめを受けた児童の保護を第一に考え、加害児童に適切な懲戒を加えることがある。その際には、加害児童が自分自身の行為を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう配慮しながら指導を行う。

学校以外の相談窓口

- 24時間子供SOSダイヤル（親子ホットライン）
0120-0-78310（24時間対応）

- メール相談
soudan@news.ed.jp（24時間対応）